

一部営業店の臨時休業（窓口営業時間変更）に関する公告

株式会社秋田銀行は、政府による「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、下記のとおり、一部営業店を臨時休業（窓口営業時間変更）いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1 臨時休業する営業店

営業店の名称	営業店の所在地
青森支店	青森県青森市新町二丁目5番11号
弘前支店	青森県弘前市大字代官町26番地の1
八戸支店	青森県八戸市大字八日町25番地
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通二丁目2番1号
福島支店	福島県福島市大町3番30号
郡山支店	福島県郡山市中町14番29号
郡山北支店	福島県郡山市桑野三丁目12番38号
郡山南支店	福島県郡山市安積荒井二丁目57番地
いわき支店	福島県いわき市平字一丁目16番地
新潟支店	新潟県新潟市中央区万代四丁目1番2号

2 窓口営業時間変更日（開始日）

2020年4月27日（月）

3 変更内容

	変更前	変更後
窓口 営業時間	平日 9:00～15:00	平日 9:00～12:00 13:00～15:00 (休業時間12:00～13:00)

4 その他

- (1) 店内に設置しておりますATMにつきましては、営業時間の変更はございません。
- (2) 通常営業再開時には、あらためてお知らせいたします。

以上

2020年4月24日

秋田県秋田市山王三丁目2番1号
株式会社秋田銀行
取締役頭取 新谷 明弘